

平成30年8月定例会

平成30年8月17日（金曜日）午後1時00分開会  
長崎県市町村会館6階 大会議室

議事日程

- 日程1 議席の指定について
- 日程2 議長選挙について
- 日程3 会期について
- 日程4 会議録署名議員の指名について
- 日程5 経過等の報告事項について
- 日程6 財産の取得について
- 日程7 平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算  
平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算
- 日程8 議会運営委員の選任について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（25名）

1番	坪井泰助君	3番	立石隆教君
4番	今井泰照君	5番	初手安幸君
6番	後城一雄君	7番	山上広信君
8番	竹中悟君	9番	中村哲康君
10番	平野利和君	11番	朝長隆洋君
12番	明石博文君	13番	清水修君
14番	初村久藏君	16番	山田能新君
17番	野島進吾君	18番	湯田清美君
19番	相浦喜代子君	20番	松井大助君
21番	永安健次君	22番	萩原活君
23番	小野原茂君	24番	後藤昭彦君
25番	山口まさよし君	26番	林広文君
27番	五輪清隆君		

欠席議員（2名）

2番	阿部豊君	15番	椎山賢治君
----	------	-----	-------

説明のため出席した者

広域連合長	田上富久君	副広域連合長	一瀬政太君
副広域連合長	杉澤泰彦君	事務局長	赤崎敏博君
企画監兼次長	白倉弘和君	総務課長	前川聡明君
事業課長	鋤寄雅浩君	保険管理課長	中村浩樹君
代表監査委員	三縄周治君		

事務局職員出席者

書記	上村周平君
----	-------

＝開会 午後1時00分＝

○副議長（山上広信君）

副議長の山上でございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

出席議員は、定足数に達しております。

これより、平成30年第2回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

議事日程第1号により、本日の会議を開きます。

日程1「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

次に、日程2「議長の選挙について」、これより、地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○副議長（山上広信君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

お諮りします。指名につきましては、副議長が指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○副議長（山上広信君）

ご異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名させていただきます。

議長に、長崎市の五輪清隆議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました五輪清隆議員を議長の当選人に定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○副議長（山上広信君）

ご異議なしと認めます。よって、五輪清隆議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました五輪清隆議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人の登壇をお願いいたします。

【五輪清隆君 登壇】

○議長（五輪清隆君）

皆さん、こんにちは。長崎市議会の五輪清隆でございます。

このたび、議員皆様方のご推挙によりまして、県内21全市町からなる広域連合議会議長に選任いただきまして、本当にありがとうございます。今後は、皆様方のお力添えを賜りながら、当議会の公平かつ円滑な運営に努めてまいりたいと思っています。

また、後期高齢者医療制度をめぐる動向に十分に留意をしながら、今後とも、被保険者が安心して必要な医療が受けられるような誠心誠意努力したいと思っています。

皆様方のご協力も含めて、よろしく申し上げます。

議員皆様のご支援を賜りながら、今後、議長として任を果たしていきたいつもりでありますので、どうかよろしくをお願いいたします。

簡単でありますけど、議長就任に当たっての挨拶にかえさせていただきます。また、今後ともよろしくをお願いいたします。

○副議長（山上広信君）

議長は、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

＝休憩 午後1時03分＝

＝再開 午後1時04分＝

○議長（五輪清隆君）

日程3「会期について」を議題といたします。

今定例会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程4「会議録署名議員の指名について」は、8番、竹中悟議員及び17番、野島進吾議員を指名いたします。

次に、例月出納検査報告につきましては、配付されております報告書のとおりであります。本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

ここで、連合長から発言の申し出がっております。連合長。

#### 【田上富久君 登壇】

#### ○連合長（田上富久君）

皆さん、こんにちは。本日は、広域連合議会8月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

まず、私からは、2点につきましてお話をさせていただきたいと思っております。

1点目は、国の動向についてです。

国では、6月15日に経済財政運営と改革の基本方針2018が閣議決定されました。この中で、2024年には、史上初めて50歳以上の人口が5割を超え、高齢者人口においては、2040年ごろのピークに向け増加を続け、75歳以上の後期高齢者の総人口に対する比率は2030年ごろには、2割に近づくと予想がされています。

そうした中で、社会保障は、歳出改革の重要分野と位置づけられ、高齢化や現役世代の急激な減少という人口構造の変動の中でも、国民皆保険を維持可能な制度としていくため、高齢者医療制度においても所得や資産の保有状況を評価しながら、能力に応じた負担を求めることや、団塊の世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性を確保するという観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方について、検討すると明示がされています。

今後、後期高齢者医療に係る制度改革に関する議論は、さらに深まっていくと考えられます。

それから、2点目は、本広域連合における保健事業についてです。

広域連合におきましては、被保険者の健康保持増進や医療費の抑制等に寄与するために、各種保健事業を実施してきました。今年の3月には、平成27年度から29年度までの第1期データヘルス計画を終え、そこで明らかになった健康課題を解決するため、平成30年度からは、6カ年を計画期間とする第2期データヘルス計画の策定をしました。

今後は、この計画の目指すべき姿である健康寿命を延ばすなどの目標達成のために掲げた一人一人が健康意識を高く持ち、みずから行動することを踏まえた保健事業を実践していきたいと考えております。あわせて、国からの保険者努力支援制度、いわゆる保険者インセンティブ交付金を財源とした効果的な保健事業も、各市町と協力しながら展開していきたいと考えております。

本日の定例会では、財産の取得と平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る議案を提案することといたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げますとともに、各議案に対しまして議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（五輪清隆君）

次に、連合長から、新任紹介がございます。連合長。

○連合長（田上富久君）

本年2月13日付で選任いたしました監査委員及び本年4月1日付の人事異動で着任いたしました幹部職員を紹介させていただきます。

三縄周治監査委員です。

鋤寄雅浩事業課長です。諫早市から派遣されております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（五輪清隆君）

次に、日程5「経過等の報告事項について」事務局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

総務課長の前川でございます。私のほうからお手元にお配りいたしておりますピンクの表紙の冊子、経過等の報告事項について説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

前回開催の定例会、平成30年2月13日以降における広域連合の主要な事項について経過等を報告いたします。

1、国の医療制度改革の動向について。

平成30年6月15日、経済財政運営と改革の基本方針2018が閣議決定されました。人生100年時代の到来を見据え、幅広い視点に立った議論が求められるとし、少子化対策や年金、医療、介護に対する安定的な財政を確保することが課題であるため、団塊の世代が75歳に入り始めるまでを基盤強化期間と位置づけ、経済成長と財政を維持可能にするための基盤固めを行い、計画の実現に向け、早期に改革の具体化を進めるとされています。社会保障は、歳出改革の重点分野と位置づけられ、高齢者医療制度においては、能力に応じた負担や後期高齢者の窓口負担のあり方など、診療報酬とともに、総合的な検討をすとした方針が定められました。

2、保険料軽減判定におけるシステム誤りについて。

保険料軽減判定におけるシステム誤りについては、厚生労働省から平成28年12月に発表があり、これに伴う是正を行ってきました。平成30年1月に新たな対象者の抽出漏れ

が報告され、再度調査を行った結果、長崎県内では18件の候補者が抽出されましたが、保険料の更正が必要な被保険者はいませんでした。

続きまして、2ページです。

### 3、国に対する要望について。

平成30年6月6日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会、平成30年度広域連合長会議が東京都内で開催され、制度の今後の検討に当たっては、高齢者を取り巻く環境や医療費の動向を考え、安定した保険財政運営が可能となるよう対策を講じることなどを求める要望書を加藤厚生労働大臣宛てに提出しました。なお、同要望書は参考として、6ページから10ページに掲載しております。

### 4、平成30年度の保険料賦課について。

平成30年度の保険料については、6月に賦課決定を行い、7月中旬に保険料決定額通知書と納付通知書をあわせて送付しました。特定期間30、31年度の保険料率は、均等割額4万5,800円、所得割率8.67%に決定しました。均等割軽減判定については記載のとおりです。

3ページです。

本年度も軽減特例措置の見直し等が実施され、その影響については、低所得者が2万2,660人で影響額は1億1,243万8,891円、元被扶養者が8,714人で影響額は8,016万8,800円。限度額超過者が1,463人、影響額が6,845万195円となっております。賦課総額及び1人当たりの賦課額については、被保険者数21万8,634人、賦課総額169億3,016万433円、軽減後の保険料総額115億6,923万8,900円、軽減後の1人当たり賦課額5万2,916円となっております。保険料軽減の状況、4ページの保険料賦課額階級別区分については記載のとおりです。

### 5、被保険者証の一斉更新等について。

被保険者証の有効期限は、毎年8月1日から翌年7月31日までとなっており、本年度もこれを一斉更新し、7月中に市町から郵送等により全ての被保険者に交付いたしました。被保険者証等の交付状況については記載のとおりとなっております。

5ページです。

### 6、保険料の収納率について。

平成29年度現年度分の保険料収納率は、普通徴収及び特別徴収の合計で99.48%となっており、平成28年度と比較して0.05ポイントの増となり、本広域連合での最高の収納率となりました。また、滞納繰越分は41.56%となり、現年度分と滞納繰越分の合計につきましては、前年度0.04ポイント上回り98.88%となりました。平成29年度に行った不納欠損は、延べ474人、額にして1,556万1,125円となっております。なお、平成29年度市町別保険料収納一覧表は、11ページに記載しております。

経過等の報告事項は以上でございます。

## ○議長（五輪清隆君）

ただいまの経過報告につきましては、ご了承をお願いいたします。

次に、日程6「議案第8号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

## ○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第8号、財産の取得についてご説明いたします。

白い表紙の議案書は1ページから3ページまで、緑色の表紙の定例会説明資料は1ページから7ページまででございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料の3ページをお開きください。

1の提案の趣旨でございますが、全国の広域連合では、後期高齢者医療に係る事務処理を行うため、全国統一資料の標準システムと言われる電算処理システムを利用しております。記載のとおり、現在の標準システムは平成24年度機器更改を実施し、平成29年度に機器の耐用年数の5年を経過しています。このため、国保中央会が示す仕様書等に基づき、標準システムに係る機器等の更改を実施するため、購入をしようとするものでございます。このシステムの購入契約に当たり、その購入価格が2,000万円以上となることから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2の取得する財産でございますが、標準システム機器等一式で内訳は、広域連合等設置機器としてサーバー25台、事務局端末31台など、市町設置機器として窓口端末26台、プリンタ26台など記載のとおりとなっております。

4ページをお開きください。

3の契約の方法は、指名型プロポーザル方式による随意契約でございます。

4の契約金額は1億6,641万7,200円でございます。なお、平成31年度から5年間の保守に係る今年度の費用は1億1,841万円を見込んでおり、単年度にいたしますと2,368万2,000円が必要となります。

5の契約の相手方は、日本電気株式会社長崎支店でございます。

6の経過は、記載のとおりでございますが、(8)に記載のとおり、6月20日に受注候補者特定委員会を開催し、3者から提案書に係るヒアリングを実施し、その結果、受注者を日本電気株式会社長崎支店に決定いたしました。5ページに参考として審査結果を記載しております。仮契約につきましては、6ページに仮契約書の写しを掲載しておりますが、平成30年7月13日付で締結をしております。

7の今後の概要スケジュールでございますが、機器等の設置、動作確認テストなどを経て、平成31年2月9日から11日、この3日間で新システムへの切り替えを行い、2月12日より新システムの本格運用を開始するように考えております。

また、新システムでは、窓口端末のログイン方式が従来のパスワード方式に加えまし

て、指静脈認証方式が追加をされ、2要素による認証方式に変更となることで、セキュリティが強化をされることとなります。

なお、7ページには、次期標準システムにおけるネットワーク構成図のイメージを添付しておりますので、ご参照ください。

議案第8号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（五輪清隆君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しください。質問等ございませんでしょうか。ありませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって、議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第8号「財産の取得について」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって、討論を終結し、採決いたします。議案第8号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程7「議案第9号」及び「議案第10号」を一括議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第9号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び議案第10号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、一括してご説明いたします。

なお、この決算につきましては、6月25日に監査委員の審査を受け、7月24日付で審査意見書が提出されましたので、配付させていただいております。また、地方自治法に

基づく主要な施策の成果説明書についても配付いたしておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

それでは、緑色の表紙の定例会説明資料でご説明いたします。

10ページをお開きください。

まず、議案第9号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」でございます。

下の囲み枠をご覧ください。

歳入総額は2億3,529万6,243円、前年度比0.1%の減となっております。歳出総額は2億2,461万8,907円で、前年度比1.9%の増となっております。増額の主な理由は、派遣元への負担金増で、派遣職員の人事異動に伴う年齢構成等の上昇によるものです。歳入歳出差引額及び実質収支額はともに1,067万7,336円となっております。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

歳入は、款項目と収入済額でご説明いたします。

1款分担金及び負担金は1億9,811万9,965円でございます。これは、広域連合の運営事務に係る県内21市町からの共通経費負担金でございます。負担割合は、右の説明欄に記載のとおり規約により総額の10%を均等割で、50%を高齢者人口割、残りの40%を人口割で負担いただいているものでございます。

次に、4款財産収入は160万1,972円で、これは財政調整基金の運用益でございます。

6款繰入金は2,044万2,000円で、財政調整基金を取り崩し一般会計に繰り入れたものでございます。

7款繰越金は1,508万333円で、平成28年度決算剰余金を受け入れたものでございます。

8款諸収入は5万1,973円で、歳計現金に係る預金利子と雑入でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

款項目と支出済額でご説明いたします。

1款議会費は131万5,511円で、議会定例会、議会運営委員会に係る議員の報酬旅費等でございます。

2款総務費は2億2,330万3,396円でございます。主なものは、1項1目一般管理費が2億1,052万3,807円で、人件費や事務室の借り上げ等に係る経費でございます。2目運営委員会費は41万6,597円で、市長、町長で構成される運営委員会に係る旅費等、3目幹事会費は99万6,640円で、市町の担当課長で構成される幹事会及び担当者会議に係る旅費等、4目財政調整基金費は1,108万円で財政調整のための基金積立金でございます。

次に、2項1目選挙管理委員会費は6万6,251円で委員の報酬等でございます。

3項1目監査委員費は22万101円で、定例監査、決算審査及び例月出納検査時の報酬及び旅費等でございます。

以上が、平成29年度一般会計の歳入歳出決算でございます。

12ページをご覧ください。

続きまして、議案第10号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」についてご説明いたします。

まず、(1) 収支の表をご覧ください。

歳入総額2,367億6,592万6,765円、前年度比4.1%の増となっており、歳出総額は2,239億8,209万3,632円で、前年度比1.8%の増となっております。その主な理由は、療養給付費において、被保険者数の増に加え、入院件数の増や1人当たりの診療費などが増加したことなどによるものです。歳入歳出差引額及び実質収支額は127億8,383万3,133円でございます。

(2) 款別区分については、表のとおりです。

13ページには、款別構成をグラフで表したものを記載しています。

上段の歳入のグラフで示しておりますとおり、市町支出金のうち、保険料負担金は全体の4.9%となっております。

下段のグラフは歳出でございます。ほとんどが保険給付費となっており、全体の97.07%を占めております。

14ページをお開きください。

総括表に基づき主な内容についてご説明いたします。

まず、歳入ですが、款項目と収入済額でご説明いたします。

1 款市町支出金は334億7,580万8,204円でございます。

内訳は、1 項 1 目事務費負担金が 2 億5,095万5,966円で、これは、保険給付関係事務に係る市町からの負担金で、負担割合は一般会計と同じ割合となっております。2 目保険料等負担金は159億3,262万2,628円で、各市町が被保険者から徴収した保険料と低所得者へ対する保険料軽減措置の補填分の保険基盤安定負担金でございます。3 目療養給付費負担金は172億9,222万9,610円で、各市町の医療費の実績に基づいて負担対象額の12分の1を負担いただいているものでございます。

2 款国庫支出金は875億3,436万9,270円でございます。

このうち、1 項 1 目療養給付費負担金が546億6,257万6,461円で、これは先ほどの市町支出金の療養給付費負担金と同様、法により定率負担が定められているもので、国の場合は負担対象額の12分3の額になります。2 目高額医療費負担金は 7 億7,562万4,845 円で、レセプト1件当たり80万円を超える額のうち、保険料等で賄うべき部分の4分の1を国が負担した額です。

2 項 1 目調整交付金は308億8,877万1,000円で、広域連合内における被保険者の所得格差による財政の不均衡を是正することを目的として交付をされる普通調整交付金と、特別な事情がある広域連合に対して交付される特別調整交付金となっております。なお、広域連合における特別調整交付金の主な交付事情は、原爆被爆者及び被爆体験者に係る医療費が多額であること、結核、精神に係る医療費が多額であることなどでございます。

2目医療費適正化等推進事業費補助金が4,053万8,000円で、訪問指導事業等に対する補助金でございます。3目健康診査事業費補助金は3,471万1,000円で、健康診査事業費等に対する補助金でございます。4目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は11億2,351万9,652円で、保険料軽減特例措置に伴う交付金でございます。6目特別高額医療費共同事業費補助金は862万8,312円で、共同事業を行う国保中央会への負担金に対する国庫補助でございます。

次に、15ページをご覧ください。

3款県支出金は181億4,815万2,697円で、このうち、1項1目の療養給付費負担金は173億7,252万7,852円で、負担対象額に対する割合は、市町支出金と同じ12分の1となっております。2目の高額医療費負担金は7億7,562万4,845円で、負担割合は国庫支出金と同様でございます。

4款支払基金交付金は876億632万4,997円で、現役世代からの負担を財源とする交付金でございます。

5款特別高額医療費共同事業交付金は4,388万1,738円で、広域連合の財政リスクを軽減するために、国保中央会の共同事業により交付されたものでございます。

7款繰入金は22億4,696万8,000円で、財政調整基金のうち平成28年度の積み立て分を取り崩し繰り入れたものでございます。

8款繰越金は74億3,977万4,267円で、平成28年度の決算剰余金を繰越金として受け入れたものでございます。

次に、16ページをご覧ください。

10款諸収入は2億7,064万7,592円で、その内訳は、2項預金利子が829万4,926円、3項雑入が2億6,235万2,666円でございます。雑入のうち、4目第三者納付金は2億5,301万8,948円で、交通事故などによる第三者行為に起因する医療給付に対し、その第三者から納付された賠償金でございます。5目返納金は932万9,558円で、自己負担割合変更等に伴い、被保険者から医療給付費を返還していただいたものです。6目雑入は4,160円で、臨時職員の雇用保険料でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

17ページをご覧ください。

款項目と支出済額で説明いたします。

1款総務費は3億5,409万6,470円で、その内訳は1項1目一般管理費が2億1,915万2,176円でございます。主な内訳は、共同電算処理手数料、保険者レセプト管理システム業務手数料、電算処理システム委託料、市町が行った保健事業等に対する特別対策補助金等でございます。

2項医療適正化事業費は1億3,494万4,294円で、そのうち、1目レセプト点検事業費は2,572万2,028円で、診療報酬明細書等点検業務委託料が主なものでございます。2目訪問指導事業費は950万4,222円で、訪問指導業務委託料が主なものでございます。3目

普及啓発事業費は2,393万4,737円で、制度周知に係るパンフレット等の作成費及びその郵送料が主なものでございます。

次に、18ページをご覧ください。

4目懇話会費は39万3,716円で、後期高齢者医療制度の円滑な運営等に関して広く意見を求めることを目的に、懇話会を年2回開催しており、これに係る経費でございます。5目医療費通知事業費は6,072万6,393円で、それぞれ年3回実施しております医療費通知とジェネリック医薬品の差額通知の郵送料及びその作成業務委託料等でございます。6目第三者行為求償事業費は1,466万3,198円で、第三者行為に起因した医療給付費に対する損害賠償徴収業務委託料でございます。

2款保険給付費は2,174億1,277万1,858円で、先ほど説明いたしましたとおり、歳出総額の97.07%を占めております。

項目別では、1項1目療養給付費は2,080億7,274万5,886円で、内訳は説明欄に記載のとおり、入院、歯科、調剤報酬などがございます。2目訪問看護療養費は5億6,993万1,859円でございます。4目移送費は347万530円でございます。5目審査支払手数料は4億6,177万6,389円で、国保連合会へ委託したレセプト審査に係る手数料でございます。

2項1目高額療養費は78億5,481万2,318円、2目高額介護合算療養費は1億9,487万4,876円でございます。

3項1目葬祭費は2億5,516万円で、1万2,758件分でございます。

次に、19ページをご覧ください。

3款県財政安定化基金拠出金は8,793万875円で、後期高齢者医療の財政の安定化を図るために県が設置している財政安定化基金へ、国・県・広域連合がそれぞれ同額を拠出するものでございます。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は3,703万2,231円で、国保中央会が行う共同事業に対する事業拠出金及び事務費拠出金でございます。

5款保健事業費は3億8,317万3,265円でございます。内訳は、1項1目健康診査費が2億7,646万5,269円で、主なものは市町への健康診査業務委託料や健診データ管理システムの運用管理業務手数料などがございます。2目その他健康保持増進費は1億670万7,996円で、主なものは口腔ケア事業の業務委託料、はり、きゅうの施術に対する助成金、糖尿病性腎症重症化予防の業務委託料等でございます。

20ページをごらんください。

6目1項1目財政調整基金積立金は27億3,222万5,000円で、事務費及び保険給付費に係る財政調整基金積立金でございます。

8款諸支出金は29億7,486万3,933円でございます。このうち、1項1目の保険料還付金は2,636万6,105円で、市町において過年度の保険料の還付に伴う支出が発生したことから、その財源として、市町へ支出したものと保険料軽減判定におけるシステム誤りに

伴う特別返還金でございます。2目償還金29億4,752万6,028円は、28年度に概算交付された国及び県からの負担金を精算し返還したものでございます。4目還付加算金は97万1,800円で、保険料の還付に伴う加算金です。

以上が、平成29年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算でございます。

なお、21ページ以降に参考資料を掲載しております。21ページは、市町別に被保険者数と医療給付費等を前年度と比較したもの、22、23ページには、市町別の事務費、保険料及び療養給付費を前年度と比較した表でございます。24ページは、財政調整基金の推移を掲載いたしております。表の一番左の列に一般会計と特別会計に区分し、基金造成の財源のもととなった項目をそれぞれ記載しております。左から2列目、平成28年度の年度末残高は、下の合計にありますとおり、55億2,652万6,000円で、平成29年度は、真ん中の列ですが、取り崩しと積み立てを行った結果60億242万1,000円となっております。

それでは、引き続き、青色の表紙の決算審査意見書により、特別会計における主な不用額及び前年度と比較して大きく差があるものについてご説明いたします。

審査意見書26ページをお開きください。

第2款国庫支出金において、前年度に比べ71億3,181万9,000円増の875億3,436万9,000円となっておりますが、これは、1項国庫負担金1目療養給付費負担金が医療給付費の伸びにより増となったことや、2項国庫補助金1目調整交付金が見込額より過大に交付されたことなどによるものです。

次に、歳出でございます。

33ページをお開きください。

第1款総務費2項医療費適正化事業費3目普及啓発事業費が、前年度に比べ大幅に増しております。これは、制度見直しに伴うお知らせのチラシを作成し、全被保険者宛てに郵送したことなどによるものでございます。

次に、34ページをお開きください。

イの不用額でございますが、第2款保険給付費において、予算減額の1.9%に当たる42億133万8,000円の不用額が生じております。これは、被保険者1人当たりの給付費が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、36ページをお開きください。

この不用額でございますが、第5款保健事業費において、7,580万4,000円の不用額が生じておりますが、これは健診受診者や糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上が、議案第9号及び議案第10号の説明でございます。ご審議のほどよろしく願います。

#### ○議長（五輪清隆君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお

示してください。10番、平野利和議員。

○10番（平野利和君）

雲仙市の平野でございます。

緑の定例会の説明資料ですけれども、議案第10号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の分の19ページ、先ほど説明がございました。5款の健康保健事業ですが、ここで不用額が7,580万3,735円出ておまして、今、先ほど説明がありました青の分の36ページの不用額についてありましたけれども、これは、7,500万というのはちょっと大きいんじゃないかなって私が端的に思ったんですが、どのようなことを計画されて今その糖尿病という重症化という説明がありましたけれども、そこら辺ちょっと教えていただけませんか。

○議長（五輪清隆君）

答弁求めます。事業課長。

○事業課長（鋤寄雅浩君）

ただいまの平野議員のご質問に対して、ご答弁を申し上げます。

まず、大きな事業に対して、ご答弁をさせていただきたいと思えます。

まずは、健康診査事業でございます。

健康診査の業務委託料、こちらにつきましては、不用額が3,767万7,000円となっております。この事業は、生活習慣病の早期発見により、適切に医療につなげて重症化を防止することを目的に、広域連合から各市町に委託をし、各市町が国保の特定健診の枠組みを活用して実施する事業でございます。この不用額の要因といたしましては、受診者数自体は毎年増加をしておりますけれども、被保険者数も増加をしておりますので、受診率が伸びなかったものでございます。また、健診に対する被保険者の意識が低いということも要因の一つではないかと考えております。

今後の受診率向上の対策といたしましては、被保険者一人一人が健康意識を高く持つていただくためにも、引き続き受診勧奨を継続していくとともに、医療機関の無受診者への取り組みや、受診率が低い市町への対策を図っていきたいと考えております。

次に、糖尿病性腎症重症化予防事業に係る委託料でございますけれども、不用額が1,252万3,000円となっております。本事業は、事業の実施を県内市町に委託しまして、対象市町の保健師等がかかりつけ医の協力を得まして、栄養指導等の保健指導を実施しております。参加の実績は55人ということで、少なかったわけでございますけれども、その理由といたしましては、各市町のほうでは、対象者のアプローチは実施しておりますが、本人からの同意が得られなかったこと、このことで、参加者の増につながらなかったということでございます。

今後、参加率の向上の対策といたしましては、医療機関を未受診である方あるいは医療の受診を中断された方、こういった方への対策を図りまして、今年度からは長崎県の重症化予防事業プログラムといたしまして、県内の各市町の事業として連携した取り組みを進めていきたいと考えております。

それから、3つ目といたしまして、はり・きゅうの施術費の助成事業、こちらの不用額が607万7,820円でございます。この事業は、広域連合が指定をしました鍼灸師から受けた鍼灸施術申請について施術料金の一部を助成する事業でございます。助成件数の見込みにつきましては、平成29年度ですけれども、過去の実績からの伸び率、これを勘案いたしまして、約10万2,000件を見込んでおりましたが、実績として9万3,642件と伸びなかったものでございます。

以上でございます。

○議長（五輪清隆君）

10番、平野利和議員。

○10番（平野利和君）

私がこの件にちょっと質問をしたのは、とにかく連合長もおっしゃった高齢者が2040年をピークになって、医療費といいますか、とにかくもう膨大な数、金額になっていくんじゃないかっていうのが懸念されると私は思っています。

この青の44ページの結びというところで、私は、これがちょっとあれだったんですけど、事業の対象者が目標を下回ったことなどにより、不用額が多額になっていると、実施事業の規模等を適切に把握され、財源の有効活用を図りたいという結びがあっております。このことはちょっと私気になったもんですから。ですから、市町もそういう広域連合と連携しながら、いろんな先ほどおっしゃいました高齢者の健診とか、意識が薄いということは各市も持つておると思うんですけども、それだけではだめだと私は思っているんです。だから、その向上もさせることもしかりなんですけど、医療費を抑えることを前提にやっぱり長崎県・市も考えていかないといけないんじゃないかなと思っっているんですけど、そこら辺の見解をお尋ねいたします。

○議長（五輪清隆君）

事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいまのご質問でございますが、医療費を適正にやっていく適正化していくというのは、私ども広域連合でも一番最重要課題と捉えております。そのためにもやはり今、議員おっしゃいましたように、保健事業をしっかりやっていくというのは大事なことで

ございますので、広域連合自体は、実働部隊はございませんので、当然市町の職員と連携をして、それから医師会等、そういうところの関係団体とも連携をしてやっていながらやっていく必要があると思っておりますので、今後ともその辺のところは力を入れてやっていきたいと思っております。

先ほど、事業課長が答弁いたしました、決算に係る主要な施策の成果説明書というのを今回ご用意させていただいております。

12ページ、13ページのほうには、健康診査の実際の表、各市町の実際の受診率であるとか、そういうところを載せております。やはり、どうしても市町でばらつきがあるというのは現実でございますので、そのようなばらつきがないように市町の担当者、担当課長のほうともしっかり協議をしながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（五輪清隆君）**

10番、平野議員。

**○10番（平野利和君）**

わかりました。私がこれはまた雲仙市に持ち帰りまして、各市のほうで提案をしていきたいと思っているんですが、実は私、雲仙市の文教厚生に所属しております、三重県のいなべ市に勉強しに行かせてもらったんです。そのことは、各市とかその職員でやるんじゃなくて、健康寿命を長くするため、そしてまた、高齢者のそういう元気で暮らしていけるようなところをやっているところなんです。だから、これはまた詳しくはちょっとまた後ほど事務局のほうにお願いしますけども、やっぱりこういうこともこの連合会で勉強していくことはできないのかなというのが私の質問なんです。まあ、我々市では、そういう委員会で視察とかやっていくんですけども、共通の広域連合でそういういろんなやっていると勉強するとか、共通認識を持つことが大事じゃないのかなと思っております、そのことに対して最後にお尋ねいたします。

**○議長（五輪清隆君）**

事務局長。

**○事務局長（赤崎敏博君）**

ただいまの広域連合の議会として、そういう勉強会、調査というのがどうかというようなご質問かと思えます。

現在、こちらの予算としては、そういう予算は計上いたしておりません。広域連合議会の議員につきましても、市町の議員と同様に調査のための派遣というのはできるよ

にはなっております。この辺につきましては、ほかの広域連合がどのような対応を行っているかというのを、まずはちょっと調査をさせていただきたいと思っております。

○議長（五輪清隆君）

ほかにありませんか。 19番、相浦喜代子議員。

○19番（相浦喜代子君）

諫早市議会選出、相浦喜代子でございます。

それでは、今回、私、黄色い表紙の成果説明書を中心に第10号の特別会計の分の、議案書でいうと多分46ページあたりになるかと思いますが、幾つかご質問させていただきます。

成果説明書11ページに、保健事業費についての大体のまとめが書いてあります。特に今回は、モデル事業の分と、それから認定証と記念品交付についてということでお尋ねをしますが、まず、健康高齢者事業の表彰事業について、人数、記念品内容、交付の仕方ということでお尋ねしようと思いましたが、この成果説明書の16ページを開きますと、ここに2項目は書いてありました。認定者は28名、被保険者が先ほどのご説明等の中で出てきました。平成29年は21万7,840人でしたので、分母が21万7,840の分の28とすれば、やはり健康な高齢者というのが、長崎県においては少ないということが読み取れるのかと思いました。そして、郵送料ということで計上されておまして、この方々28名、貴重なお元気な高齢者の皆さんへのこの認定証及び記念品の渡し方についてまず一つお尋ねいたします。

それから、「モデル事業について」でございます。

「低栄養防止訪問栄養指導、多量服薬者訪問相談、在宅要介護者訪問口腔保健事業について」でございますが、これも16ページを見ますと、それぞれ人数が書いてあります。ただ、28年度の成果説明書と見比べますと、先ほど来より多額の不用額が出ている分については、受診者が少なかった、それから意識が低下していることということが書いてあります。

先ほどの説明と若干矛盾する点で申し上げますと、平成29年度の糖尿病性腎症重症化予防事業ですが、ページでいうと黄色い表紙15ページ、これ、28年度比べますと、28年度のこちらでは完了者と書いてあります。完了者は54人中25名、これが平成29年度は何と55名中45名が完了とは書かずに終了と書かれております。また、中断者は28年度19名だったものが、29年度は1人だけが中断者ということになっております。これは、一つの成果のあらわれではないかと思うんですが、平成28年から29年、この数字に関してもこれだけアップしている、内容がよくなっているということについての説明をいただかなければ、先ほどの平野議員に対する説明の分ではいささか齟齬が出てきやしないかというふうに思うんですが、その点についてまずお尋ねします。

○議長（五輪清隆君）

事業課長。

○事業課長（鋤寄雅浩君）

相浦議員のご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

初めに、健康高齢者事業の表彰事業につきまして、交付の仕方ということでよろしいかと思っておりますけれども、まず、記念品につきましては、認定証に加えて歯磨きセットを渡しております。交付の仕方でございますけれども、広域連合のほうで対象者を抽出した後に、9月の初旬ごろまでに対象の市町のほうへ、対象者リスト、認定証、記念品を送付いたしております。その後、各市町に主に敬老の日などイベントを利用して贈呈をしていただいております。平成29年度は10市町でございました。ただし、市町が贈呈をできない場合は、広域連合のほうより郵送でお渡ししているという状況でございます。

それから、「糖尿病性腎症重症化予防事業について」でございます。

こちらにつきましては、成果説明書の15ページでございますけれども、実施人数55名と挙げておりますが、この55名は28年度からの継続をされた方が22名で、33名の方が29年度に新たに参加をされた方です。

それから、15ページの表の部分を少しご説明させていただきますけれども、委託料ということで、委託料の単価ということにもなるんですけれども、例えば、この終了者の方に対しましては、6カ月の指導をもって終了の報告を得た方に対して、お一人7万円ということで支給をしております。6カ月未満だった方については、その半額を支給いたしております。それから、その横の次年度への継続者、また中断者の方につきましては、1人3万5,000円という形での支給となっております。それから、フォローアップ実施者につきましては、お一人2,000円ということで、各市町から対象となられた方につきまして、委託料として支給をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（五輪清隆君）

事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

少し補足をさせていただきたいと思っております。

糖尿病性腎症重症化のほうの評価の話があったと思うんですけども、確かに28から29にかけて、中断者が減っているということは非常にいい傾向になっているというふうにも思っておりますし、また、この間、人工透析の導入になった方が今回いなかったというところで、一年、二年で見るというのはなかなか難しい部分はございますけれども、そのように人工透析がなかったということでは、まあ、評価ができるのではないかと思います。

っております。

やはり、この事業をしっかり進めていって、今の参加者自体が55人とどまっていることで不用額が出ておりますけども、この参加者を少しでも多く参加できるように取り組みを進めていきたいと。今の市町と連携をしてやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○議長（五輪清隆君）

19番、相浦喜代子議員。

#### ○19番（相浦喜代子君）

では、続けますといたしますか、まず今回の成果説明書、平成28年の成果説明書と今回29年度の成果説明書と若干数字が変わっているところがございまして、特にこの糖尿病に関しますと、何をやったらこんなに前年度よりアップしたのかというのが気になるところが一つ、まあ、諫早市としては、私は当然諫早市選出ですので見ると、ここには諫早市が入っておりませんので、何らかの形で諫早市は別途事業をやっているんだというのが、申しわけないですけど、私も把握できていなかったものですから、この内容を少し詰めてお聞きしたかったところでした。

先ほどご紹介されましたように表現の仕方も、完了者、中断者、フォローアップ、それが、終了者、次年度への継続者、中断者、フォローアップとなり、欄としては1つ増えました。それから今ご説明があった金額については、平成28年度はちゃんと単価として書いてありますので、それは見比べればわかることではあったんですが、必要なものはそのまま残して印刷されるほうがいいのではないかというふうに思いました。

次に、はり・きゅうについて、これはもう数字が私の理解度が少ないとすれば、わかるようにご説明いただきたいんですが、これ、14ページです。

平成29年度は仮に長崎市で申し上げますと、延べ助成人数2,418人、延べ助成回数3万4,295回、利用者1人当たり助成回数14.18回、金額は2,400万6,500円でございます。平成28年の同じ欄を読みますと長崎市延べ助成人数は1万867人、延べ助成回数3万5,928回、利用者1人当たり助成回数3.31回、金額2,514万9,600円、変わらないのは延べ助成回数と、それから金額の分は余り変わっておりませんが、延べ助成人数が昨年度1万を超えているのが、2,480、回数が3.31が14.18、突然、実数が減ったということなのか、その計算の仕方が何か変わったのか、そこの説明をしていただいてよろしいでしょうか。

○議長（五輪清隆君）

事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま28年度との比較がございました。実は、28年度は延べ助成件数ということで1万人、例えばあっております。これだと、じゃ何人の方が助成を受けているのかわからないということで、今回実は、延べではなく実人数を載せておりますが、申しわけありません、この表の中で「延べ」というふうに書いておりますけども、ここは「実人数」を載せることで、この2,418人が平均14.18回助成をするという形でわかるようにしたというのが今回の表でございます。

以上でございます。

○議長（五輪清隆君）

19番、相浦喜代子議員。

○19番（相浦喜代子君）

何か重箱の隅をつつつくようではありますが、アリの小さな穴一つで大きなダムも壊れるということもございますので、そういったところで、では、このはり・きゅうに関しましても不用額が出ているというところで、一つ申しわけないんですけど、対馬の場合は28年も29年も、これゼロということなんですが、それは、要は必要とする人がいないということなのか、それとも施術する院、そういったところがないということになるのか、広域でやっている場合、それぞれの市町については、私どもも理解できない部分というのが数多くありますので、その部分について総体的なところでお話をさせていただきたいというところがございます。

それと、最終的には自治体におけるばらつき、受診取り組みが違うのかということもあります。先ほどの平野議員がおっしゃったように、どうやってそれぞれの自治体と連携をしていくのか、というところ大きなことだと思います。先ほど来から確かにお話はされているし、多分やっていらっしゃるんだと思うんですが、それぞれの自治体に目に見えて感じるものがやはり少ないというか、私たちの情報収集不足かもしれませんが、もうちょっと具体的に、じゃあ、長崎市ではこういう取り組みを広域連合と、それから長崎市がやっているとか、何か具体的なものがあつたら、お尋ねをいたします。これ3回目ですので、2回目かな、よろしく申し上げます。

○議長（五輪清隆君）

事業課長。

○事業課長（鋤寄雅浩君）

ただいまのご質問についてご答弁申し上げます。

まず、はり・きゅう施術助成の件でございます。

まず、このはり・きゅう助成でございますけれども、現在県内には、約400人が施術担当者として指定を受けております。この施術担当者の登録がない市町もあるために、このように多少のばらつきがっております。本広域連合では、助成の対象としては、保険診療でない施術について助成を行っているところです。また、対馬市ですが、施術所はございますが29年度の助成の実績がありませんでした。ちなみに過去におきまして、28年度に2人、25年度に1人という状況でございます。

それから、最後にご質問をなされました実際におけるばらつき、あるいは受診の促進についてどのような取り組みとしてやっているのかということでございますけれども、自治体におけるばらつきという点につきましては、先ほども少しご答弁の中でお話しましたが、各市町のほうに委託をして実施をしております事業につきましては、各市町の実施体制などの問題がございますが、全市町の取り組みに向けて未実施あるいは対象者が少ない市町に対して、状況の聞き取り等を実施していきたいと考えております。

受診促進の具体的な取り組みでございますけれども、広域連合のほうでは、29年度で申しますと、健康診査と口腔ケア事業、この2つの事業につきましては、これまでと違った高齢者がわかりやすい文字を使ったリーフレットを作成してございまして、3月には各市町のほうへ送付、今年度6月にはダイレクトメールという形で被保険者に一斉送付をいたしております。また、長崎県保険者協議会あるいは各市町の健康イベント、さらには長崎市の自治会の回覧、こちらを利用させていただいた受診の呼びかけ等も行ってございます。また、今年度は初めての取り組みといたしまして、各市町の担当職員に集まっておきまして、健康事業の効果的な取り組みについて一緒に協議を行っております。また、各市町のほうにおかれては、地元の広報紙による周知をさせていただいております。さらには、各市町の食生活改善推進員の方におきましても地域の特定健診あるいは各種講座を利用した受診の勧奨を実施していただいております。

今後とも、広域連合が行います健康事業につきましては、広報、周知啓発に努めてまいりますとともに、市町との連携をさらに深めてしっかりと保健事業を進めていきたいと考えております。

○議長（五輪清隆君）

ほかにありませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

それでは、ないようですので、これをもって、議案第9号及び議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第9号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって、討論を終結し、採決いたします。議案第9号を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって、討論を終結し、採決いたします。議案第10号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり認定されました。

次に、日程8「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、広域連合議員の任期満了により、欠員が生じているため、選任するものであります。委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に、南島原市の中村哲康議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、中村哲康議員を選任することに決定しました。

お諮りいたします。今定例会における議決事件について、その条項、字句、その他、整理を要するものにつきましては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に一任されたいと存じます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、これからの整理を要するものにつきましては、議長に一任することに決定いたしました。

以上をもちまして、今定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて閉会いたします。皆さん、どうもお疲れさまでした。

=閉会 午後2時12分=

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長            五 輪 清 隆

署名議員        竹 中 悟

署名議員        野 島 進 吾